

武蔵村山市と株式会社富士薬品との包括連携協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）と株式会社富士薬品（以下「乙」という。）は、武蔵村山市民（以下「市民」という。）の健康づくり等の推進における連携について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携の下、市民の健康づくり等を推進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。

- (1) 市民の健康づくりに関すること。
- (2) 防災・災害対策に関すること。
- (3) 高齢者等の見守りに関すること。
- (4) 道路保全に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認めること。

2 前項各号に掲げる事項に係る具体的な取組の内容、実施時期、実施方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩し、又は本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙から本協定終了の申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し、保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の規定による表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年2月12日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市

武蔵村山市長

山崎 泰久

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目383番地

株式会社富士薬品

配置事業本部 配置営業統括部 第3営業部 部長

橋本 律作